2011/11/17　安推連資料　医療班（産業医）

感染症対策についての徹底事項

インフルエンザワクチン接種には、多くの企業の皆さんに積極的に参加いただいております。特に、インフルエンザ対策およびノロウイルス対策において、追加で検討いただきたいことをまとめました。

１．手洗いの励行

感染症対策の基本です。ポイントとして、以下について確認や整備をお願いします。

1. 手洗いの励行について、朝礼等で繰返し伝えるなどの方法で、意識向上に努めてください。
2. 休憩室や宿舎などの施設の出入りなど、動線上で手洗いまたは手指消毒ができるような配慮をお願いします。
3. 洗剤および手指消毒用のアルコール剤を用意してください。用意に当たっては、以下にご留意ください。

手洗いせっけんバブルガード

* 洗面台の石鹸は、ボトル式の液体石鹸を基本としてください。



（固形石鹸は感染の温床になることがあり、また固定式の液体石鹸も集団感染のときに問題になります。）

* インフルエンザ、ノロウイルスなどにも効果がある石鹸として、以下が推奨品です。

※シャボン玉石けん株式会社

速乾性手指消毒薬ウエルセプト

[](javascript:openItemImage('/satuma/enlargedimage.html?code=ueruseputo500&img=http://item.shopping.c.yimg.jp/i/l/satuma_ueruseputo500');)

手洗いせっけんバブルガード※

* pHが低いアルコール剤は、ノロウイルスにも一定の効果があることが分かっていますので、アルコール剤の変更を検討ください。以下が推奨品です。

※丸石製薬株式会社

速乾性手指消毒薬ウエルセプト※

1. 共用パソコンを使用されている場合には、作業前後にも手指消毒を励行してください。
2. 施設内を清掃される際には、人の手やその他の部位が直接触れる場所、たとえばドアノブやトイレの便座は、特に確実な実施をお願いします。

２．日々の健康チェック

熱中症の際と同様、日々の健康チェックを行ってください。その際、特に以下の症状に、ご留意ください。

1. 発熱の有無
2. 咳や痰の有無
3. 下痢や吐き気の有無

３．嘔吐や下痢症状の患者が発生した際の準備

ノロウイルス感染症で嘔吐や下痢症状が発生した場合に、適切な清掃や消毒が必要となります。また、清掃を行う作業者が適切な保護具を付けていないと感染する可能性があります。そこで、準備として、以下の対応をお願いします。

1. 0.1％次亜塩素酸ナトリウム消毒剤を用意してください。

商品名：ヤクラックスD液、ミルトンなど。家庭用のハイタ―も使用可能。

（使用上の注意をよく読んで使用）

1. ゴム手袋やサージカルマスク、プラスチックエプロンまたはガウンを用意してください。
2. 清掃作業の担当者に、吐物等の対応について予め教育してください。

教育内容の例は以下のとおりです。





職務適性評価についての確認事項

新規作業者について、問診票の中で、健康状態に懸念がある場合には、Jヴィレッジメディカルセンターにおいて産業医大チームによる面接を行っています。その結果は、裏面にある通知票で報告するとともに、判定が②または③にある場合には、原則元方企業の担当者をお呼びして、直接説明を行っています。

これまでの実施において、「②専門医（主治医）による治療が行われていることを職場においても確実に受診されるように指導と確認をお願いします。」に相当する判定がされた方が、数名でています。この件について、以下の対応をお願いします。

1. 新規作業者が医師面接で②または③と判定された場合には、判定と説明内容を参考に、各元方企業の判断で適切な対応を行ってください。
2. ②の判定の意味は、本来管理されているべき疾病や検査異常が放置されており、そのままの状態では職務に影響が出る恐れがある場合です。したがって、各社においては受診の徹底やその後の管理状況の確認を行ってください。
3. 新規作業者に対する職務適性評価を開始してから１ヵ月以内の段階で、すでに②に相当する判定となった方の数を考えると、既存の作業者についても同様の状態の方が少なくないと考えられます。

各社において産業医とご相談の上、通常の安全・健康配慮義務の一環で、協力会社の皆さんの一般健診（特定業務従事者健診）の受診状況や健康管理状況の確認を徹底してください。

**医師面談結果通知票**

　H23.10.XXに東京電力より周知されましたとおり、1F緊急作業の新規従事者を対象に実施した書面による問診に基づき、産業保健専門医による面談を実施しました。その結果、以下の通りの所見でしたので、ご本人と所属（または元方）の管理者に御報告いたします。

　緊急作業の現場は、作業環境、装備、医療資源などに制約があり、就業に際しては健康管理に特に注意が必要です。事業者には、労働者に対する安全配慮義務がありますので、健康診断結果等をもとに医師の意見を聴取して、就業可否を適切に判断することが期待されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 |  |
| 生年月日 |  |
| 所　属 |  |
| 問診実施日 |  |
| 面談実施理由 | 自覚症状・持病・その他(　　　　　　　　　　　) |
| 面談実施場所 | J ヴィレッジ メディカルセンター |
| 面談実施日  （判定日） |  |
| 面談に基づく判定 | 1. 1Fでの緊急作業に従事しても差し支えないでしょう 2. 専門医（主治医）による治療が行われていることを職場においても確実に受診されるように指導と確認をお願いします。 3. 就業の可否や制限について、専門医（主治医）または所属の産業医の意見を再聴取するまでの間は、1Fでの緊急作業への従事を控えることをお勧めします 4. その他（   ） |
| 指導内容・判定理由 |  |
| 医師氏名 |  |